

No. 5

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
春日井市	環境部 環境保全課	0568-85-6217	直 通	0568-84-8731
住 所	〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44		担当者氏名	加藤 寛之

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	①新設・建築確認申請を伴う 工事を行う場合の限度額	②くみ取り便槽・みなし浄化 槽からの転換の場合の限度額	③みなし浄化槽を撤去し、転換 する場合の限度額
5人槽	75,000	400,000	490,000
7人槽	90,000	460,000	550,000
10人槽	110,000	570,000	660,000

※転換とは、現在使用されているみなし浄化槽又はくみ取り便槽を適正に撤去処分して、浄化槽を設置することをいう。ただし、転換する際、建築確認申請の伴う工事の場合は①の区分

※補助金の額は、補助対象経費の合計額と補助金の限度額の合計を比較し、低い方の額とする（千円未満切り捨て）

※補助対象となる浄化槽の人槽算定は、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302:2000）によるものとし、この人槽の限度額を上限とする

(2) [平成23年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
109	60	19					188

前年度実績基数（188基）

(3) [補助対象地域]

- ・公共下水道事業認可区域を除く区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①浄化槽法（昭和58年法律第43号）に規定する浄化槽で、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するもの
- ②窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- ③10人槽以下の専用住宅に浄化槽を設置する者

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③販売の目的で、浄化槽付専用住宅を建築する者
- ④11人槽以上の浄化槽を設置する者
- ⑤同一敷地内の生活排水をすべて浄化槽へ接続することができない者
- ⑥専用住宅のうち事務所、店舗その他これに類するものに供する部分から汚水又は雑排水を排出する者
- ⑦公共事業等の移転補償として、浄化槽新設相応分の補償を受けようとする者
- ⑧その他市長が適当でないとする者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査を完了した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証及び建築確認申請書第1面から第5面の写し
- ②設置場所の案内図
- ③配置図（敷地境界線、浄化槽、汚水管、雑排水管、汚水枡、建築物等を図示したもの）
- ④建物平面図
- ⑤浄化槽調書の写し（建築確認を受けて浄化槽を設置する場合に限る）
- ⑥直近のみなし浄化槽の保守点検、清掃等を実施した年月日を確認できる書類又は申請時においてみなし浄化槽を証明する書類（申請者のうちみなし浄化槽の転換の補助を受けようとするものに限る。）
- ⑦直近のし尿くみ取りを証する書類（領収書）の写し又は申請時においてくみ取り便槽を使用していることを証明する書類（くみ取り便槽の転換の補助を受けようとするものに限る）
- ⑧みなし浄化槽及びくみ取り便槽の状況写真（みなし浄化槽及びくみ取り便槽の転換の補助を受けようとするものに限る）
- ⑨全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し
- ⑩登録浄化槽管理票（C票とその写し）
- ⑪浄化槽機能保証制度に基づいた保証登録証（市町村用）

- ⑫型式適合認定書の写し
- ⑬型式適合認定書別添仕様書及び図面の写し
- ⑭浄化槽工事の見積書の写し
- ⑮浄化槽工事の請負契約書の写し
- ⑯浄化槽設備士免状の写し及び昭和62年度以前の浄化槽設備士にあつては小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し
- ⑰賃貸人の承諾書（住宅等を借りている者に限る）
- ⑱その他市長が必要と認める書類

（8）〔 実績報告書に添付する書類及び提出期限 〕

- ・提出期限：設置工事完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日
- ①浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務契約書の写し
- ②浄化槽法第7条の規定の基づく検査手数料及び同法第11条の規定に基づく検査の初回手数料納入後の浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書（同法第7条及び第11条）の写し
- ③工事施工の写真
- ④浄化槽設備士が確認した検査表
- ⑤当該工事の支払い領収書の写し
- ⑥みなし浄化槽を廃止したことを証する書類の写し（みなし浄化槽からの転換補助を受けようとするものに限る）
- ⑦その他市長が必要と認める書類

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください